

ニ〇・三・二一 別現所
蔵外局第百六八号

支店長 殿

現地應召者對日送金ニ關スル件

現地應召者ノ對日送金ニ對シテハ別紙ノ通り追帳アリタルヲ以テ爾今引揚者ト看做ササル取扱ヲ爲ス處理方針即チ

(一) 家族ノ引揚ハ普通ノ家族ノミ引揚ノ場合ニ準スルコトト

(二) 内地ノ扶養家族宛送金ハ原則トシテ其生活費ノミヲ認ムルコトト

(三) 其ノ他ハ全部不許可トスルコトト

トナリタルヲ以テ可然御取計相成度此段及御通知候也

追而右應召者ノ在支資金ニ付別紙ノ書置ヲ認ムルコトニ關シテハ大藏省ヨリ為替銀行宛通知済ニ付為念申添候

外幣第三〇號 昭和二十年三月二十八日

外務局長代

大日本帝國通報

總支店支取額ヨリ百萬圓取替ノ總合

資金蓄積額	(第一、總合)				(第二、總合)		(第三、總合)	
	一六	一八	一六	一六	一六	一六	一六	一六
中支店	一	一	一	一	一	一	一	一
	五	三	八	五	四	三	二	三
北支店	一	一	一	一	一	一	一	一
	六	五	〇	四	五	六	五	六

海外為第參壹貳貳號

昭和二十年三月十四日

大藏省 外資局長

日本銀行 外務局長殿

謝家臣職(式請察先ニ對ハロイ)

前同指下ニ據スル申請ハ日以本申請ノ前日ニ至ル限箇中ハ支

現地ニ於テ應召スル者ハ本邦ニ送付スル者漸次多クナリ店レ
ル處應召者對日送金ニ付テハ從來引揚者ノ符歸金ト同様方針ヲ以テ處理
シ來リタルモ今左記ニ依ルコトト決定シタルニ付テハ右ニ依リ可然處
理相成度前同指下(發替買入指下申請ニ至リマハ前同發替買入指下ハ

二關スル指記申請書

現地應召者ノ在支資金ハ左ノ一及二ノ措置ヲ執ルコトトス
一現地通貨運預金通謀ノ内地ニ於ケル發行
二現地應召者ニシテ在內家族ノ生活確保ヲ圖ル爲在支資金ノ本邦回送

1) 現地應召者ニシテ在內家族ノ生活確保ヲ圖ル爲在支資金ノ本邦回送

四、外國保險會社ノ本邦ニ於ケル支店又ハ代理店等ノ收入保険料ノ送金ニ關スル許可申請書

(イ) 前回許可 (爲替買入許可申請ニ在リテハ前回爲替買入許可、外國送金許可申請ニ在リテハ前回外國送金許可ヲ謂フ以下同シ)ノ日

(ロ) 前回許可ニ對スル申請ノ日以降本申請ノ前日ニ至ル期間中ノ收支

勘定明細 (左記様式ニ依ルコト)

日本銀行

大藏省

金ヲ希望スル者ニ付テハ送金ニ代ヘ所定資金ニ付現地日本銀行ニ於テ現地通貨建預金ト爲サシメ内地ニ於テ現地通貨建預金通長ヲ發

(2) 右預金ノ預入限度ハ一萬圓相當額程度トスルコト

(3) 本預金ノ處分ニ付テハ當局ノ承認ヲ要スルコト

(4) 内地ニ在ル預金者家族カ本預金ノ引出ヲ爲ス場合ハ一般ノ取立依頼

(5) 本預金ノ用途ニハ本預金制度ノ要旨ヲ明記スルコト

二、現地銀行預金ノ一部イヤマ一少割實地ノコト

(1) 現地應召者ノ在支資金ニ付前項措置ヲ執リタル資金以外ノ資金ニシテ當該者ノ希望アル場合ハ現地日本銀行預金ノ中ヨリ希望額ヲ一ヤマ一少一ツ右在支銀行ハ内地店ニ内地家族引當金額、支取人主所氏名等ヲ連絡スルコト

リ 狀金額カ變更シタル結果爲替取組金額ニ變更ヲ見タルモ變更後ノ
方カ其ノ送リ狀金額一見込(金額ニ付爲替ヲ取組ムノナル場合送
出申告ニ際シ際シ提出セラレタル全額有爲替出報出書ニ於ケル記
載トキハ其ノ旨ヲ附記セシメテ記帳ノ爲メハ左ノ通り便宜ノ取
トキハ其ノ旨ヲ附記セシメテ記帳ノ爲メハ左ノ通り便宜ノ取
トキハ其ノ旨ヲ附記セシメテ記帳ノ爲メハ左ノ通り便宜ノ取

六 輸出貨物ノ送リ狀ハ貨物ノ輸出申告後作成セラレ、實情ニ鑑ミ一部
爲替報告又ハ全額有爲替報告ニ付輸出申告ノ際提出セラレ、報告
載ノ送リ狀金額一見込(金額ニ付爲替ヲ取組ムノナル場合送
出申告ニ際シ際シ提出セラレタル全額有爲替出報出書ニ於ケル記
載トキハ其ノ旨ヲ附記セシメテ記帳ノ爲メハ左ノ通り便宜ノ取
トキハ其ノ旨ヲ附記セシメテ記帳ノ爲メハ左ノ通り便宜ノ取
トキハ其ノ旨ヲ附記セシメテ記帳ノ爲メハ左ノ通り便宜ノ取

- (3) 本邦通關證ヲ内地ニテ拂出ラセテ必要トシタルトキハ銀行后詢問ニ於テ豫メ達
ノトシテ提出ニテ拂出ラセテ必要トシタルトキハ銀行后詢問ニ於テ豫メ達
- 絡スルコト
- (5) 本邦通關證ハ銀行ノ辦理客ノ手ニシテ提出スルコト
- (4) 本邦通關證ノ内地ニ於ケル提出ハ第一項ノ規定提出ノ上尙殘額ニ提出
ノ必要ヲ生シタルトキ許可ラセケテ爲スコト

本邦通關證ハ銀行ノ辦理客ノ手ニシテ提出スルコト
本邦通關證ノ内地ニ於ケル提出ハ第一項ノ規定提出ノ上尙殘額ニ提出
ノ必要ヲ生シタルトキ許可ラセケテ爲スコト

136
102

大日本帝國政府

極秘

支那ニ於ケル敵國入利益費ニ關スル件 (昭三〇、三、三一外管)

一、支那ニ於ケル敵國入利益代表費ニ關シ在京滬西公使ヨリ現地物價
昂騰ノ爲經費途命額膨脹ヲ辯ケ際限無キニ付等處方要望有リ、外
務省職時經濟局長ヨリ之ガ對策配慮方申入レアリ

二、右對策トシテ成ルベク資金(一)ヨリスル措置ヲ避クル爲敵國人ニ對
スル物資ノ低價供給ヲ配當スルコトトシ係員ヲ現地ニ派遣シ供給
能力ニ付調査セシメタル處(一)對象トナルベキ物資ハ砂糖、煙草、
石鹼ニシテ、豫定通り供給可能ノトキハ總額一七一〇〇千元ノ補
填ヲ爲シ得ルコトトナルヲ供給ニ關シテハ軍側ニ於テ確諾ヲ與ヘ
居ラズ大ナル期待ヲ兼タルコト困難ナルト共ニ(二)抑留者ニ對スル救
救恤命ニ關シテハ物資供給ニ依リ救濟シ得ルヲ自由生活者ニ對シ
テハ何等救濟措置トナラズ而テ自由生活者關係ノ生活費補助及醫
療費ノ方ガ救恤命ヨリテ擴張リ(現地大東亞電ニ依レバ一倍半)
居ル事實有リ、且(三)現地ニ於ケル物資窮乏ノ今日、敵國人ニ對ス
ル物資ノ世話ヲ日本側ニ於テ引受クルコトハ慎重檢討ヲ要スト認
ムラルルニ依リ本件對策トシテハ資金(一)ヨリスル措置ヲ講ズルコ

ニ大藏省ヨリ直接發給セラレタル許可證

1、申請者ヨリ誤謬訂正ノ申出アリタルトキ

(イ) 一見誤植ナルコト判然セルモノニシテ、イブノ打直シニ依リ訂正
可能ナルモノハ之ヲ訂正(但シ金額ノ訂正ハ凡テ次記何ニ依ルコ

2、許可證ヲ申請者ニ交付後ナルトキ

(イ) 申請者ノ申出其他ニ依リ誤謬ヲ發見シタルトキハ許可證ヲ一旦
本行ニ引揚ノ上前掲(1)ノ(イ)又ハ(ロ)ノ方法ニ依リ訂正ノコト(許
可證誤謬訂正願書ハ提出ニ不及)

ニテ再審(審査事務ヲ取扱ハサル支店ハ審査事務取扱店ニ許可證
ヲ添へ誤謬訂正方ヲ申出ツルコト)ノ上訂正シ其ノ旨大藏省ニ具
申ス